

経営力強化保証制度が 創設されました

中小企業が外部の専門家の力を借りながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する「経営力強化保証制度」が、平成24年10月1日からスタートしました。

金融面だけでなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポートします。

▼制度的目的

金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る。

▼対象中小企業者

金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う中小企業者。

▼保証限度額

2億8000万円（無担保保証は8000万円）。

▼保証割合

責任共有保証（80%保証）。

ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証。

▼保証期間

運転資金の場合は5年以内、設備資金の場合は7年以内。

既保証を借り換える場合は10年以内。

それぞれ、据置期間は1年以内。

▼信用保証料率

一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ。

▼期中における取扱い

中小企業者は、四半期に1回、金融機関に対して、計画の実行状況を報告。

金融機関は、年1回、信用保証協会に対して、中小企業者の実行状況とともに、金融機関と認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告。

金融機関は、中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、計画の修正指導、助言、追加的な経営支援を行う。

▼金融機関が認定経営革新等支援機関である場合

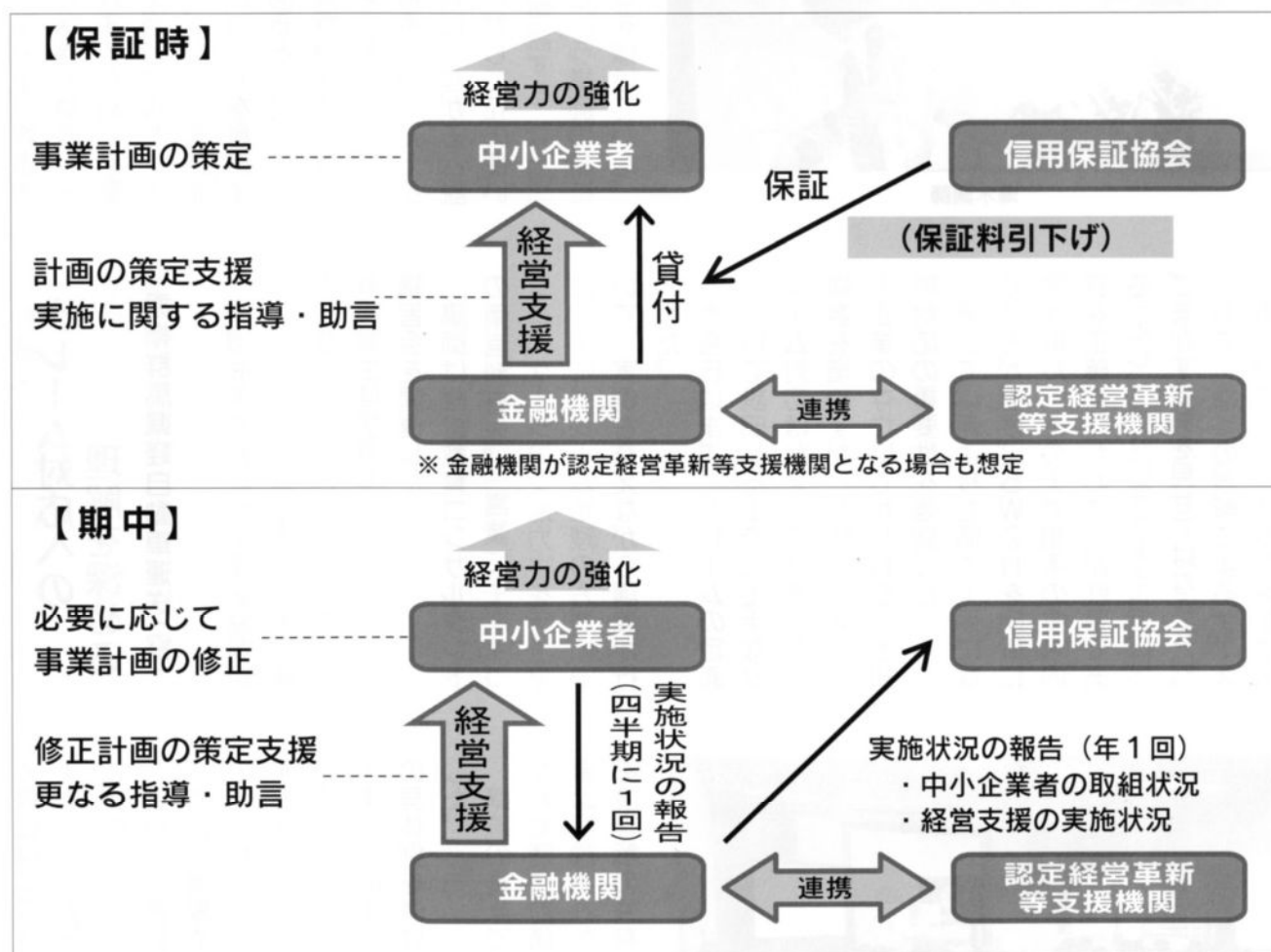
認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用可能。

▼制度開始日

平成24年10月1日

経営力強化保証の概要

- 中小企業が外部の専門家（金融機関、税理士等（※））の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免（概ね▲0.2%）し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポート。
 - 中小企業は、外部の専門家等の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）、金融機関は、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告（年1回）。
 - 本保証制度は、10月1日から保証申込の受付開始。
- ※ 認定経営革新等支援機関
 … 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項（8月30日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた外部の専門家。



- 保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保証）
- 保証割合 責任共有保証（80%保証）
ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証
- 保証料 一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ